

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市地域おこし協力隊定住支援事業補助金
補助事業等の標目	諏訪市地域おこし協力隊設置要綱（平成30年諏訪市告示第113号）に基づく地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の市内における起業又は事業承継（以下「起業等」という。）及び空き家の改修に要する経費に対し補助金を交付することにより、隊員の定住を支援するとともに、市の活性化を図ることを目的とする。
補助事業等の対象者	補助金の交付の対象者は、隊員としての活動が2年を経過した後の者であって、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 隊員の任期が終了する日から起算して前1年以内の者 (2) 隊員の任期が終了した日から1年以内の者
補助対象経費	補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 (1) 起業等支援事業 市の活性化に資すると市長が認める事業について、市内で起業等をする際に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 設備費及び備品費 イ 土地及び建物の賃借費 ウ 法人登記に要する経費 エ 知的財産の登録に要する経費 オ マーケティングに要する経費 カ 技術指導の受入れに要する経費 キ その他市長が特に必要と認める経費 (2) 空き家改修事業 隊員としての任期を終了した者が引き続き市内で定住する際、当該隊員の住居とするための空き家の改修に要する経費のうち、市長が必要と認める経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 起業等支援事業 補助対象経費の10分の10以内とし、100万円を上限とする。 (2) 空き家改修事業 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国の地域おこし協力隊推進要綱に基づく「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置によるため。
補助事業等の評価	補助金交付申請書及び実績報告書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和4年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日。ただし、国の事業が終了した場合は、その終了したときまでとする。

	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】  国の地域活性化対策の一環として、地域おこし協力隊推進事業を実施するため。</p>
情報の公表の方法等	補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この取扱基準において、「空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の空家等又は諏訪市空き家・空き地バンクに登録された家屋であって、同法第14条第2項の規定による勧告を受けていないものをいう。</p> <p>2 補助金に係る予算措置及び補助金の交付手続は、隊員を任用し、又は任用していた部署で行うものとする。</p> <p>3 補助金の交付は、起業等支援事業及び空き家改修事業別にそれぞれ1人につき1回限りとする。</p> <p>4 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。</p>
提出書類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支予算書  (2) 見積書  (3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助事業等が完了した者は、規則で定める実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、事業が完了した日から2月を経過する日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 収支決算書  (2) 精算金額が確認できる請求書及び領収書  (3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

令和3年11月 9日 制定（令和4年 4月 1日 施行）  
令和4年 8月 1日 一部改正（令和4年 8月 1日 施行）